

平成24年度電子・情報技術関連税制 に関する要望書

平成23年7月

一般社団法人 電子情報技術産業協会
会長 矢野 薫

電子・情報技術関連税制に関する要望書

世界経済は、米国債の格下げによる株と為替の不安定な状況が続いており、わが国の経済も、想定を上回る円高推移に加え、諸外国と比較して高水準の法人税や、貿易自由化の遅れ、さらに去る3月11日に発生した東日本大震災の影響による全国的な電力供給制約が重なり、大変厳しい状況にあります。

一方、震災により多くの工場、事業所等が被災するなど甚大な被害を受けましたが、日本の強みである現場力により、我々の想像を遥かに超えた回復状況を見せております。

しかしながら、個々の企業努力だけでは限界があり、当業界でも国内産業の空洞化が進む恐れを禁じ得ない状況にあり、国内産業の空洞化を食い止め、わが国の産業の国際競争力を維持・強化していくためには、研究開発機能とマザー工場を国内に維持することは必要不可欠であります。

IT・エレクトロニクス産業といたしましては、東日本大震災からの復旧・復興に向けた課題に全力で取り組むとともに、環境と経済成長の両立に向けた活動を進め、国民の豊かな暮らしと低炭素社会の実現に向けて最大限の努力を続ける所存であります。

このような観点から、当協会は、わが国電子・情報技術産業の重要性に鑑み、持続的な成長と環境対策の両立を実現するためには、企業の自助努力に加え、事業環境整備に係る税制面からの支援が不可欠であることから、別記に掲げる当産業関連税制の整備実現を強く要望いたします。

〔国税関係〕

1. 産業競争力の強化等に関する税制

- (1) 法人実効税率の国際水準までの引下げ
- (2) 研究開発促進税制の拡充・延長
 - ①試験研究費の総額に係る税額控除制度等の拡充
 - ②上乘せ措置の期限延長（高水準型・増加型）
 - ③控除限度超過額の繰越期間の延長
 - ④繰越控除制度の要件緩和（増加要件の廃止）
- (3) 繰越欠損金の繰戻・繰越
 - ①繰越欠損金の繰越期限の延長
 - ②欠損金の使用制限（80％）の見直し
 - ③欠損金の繰戻還付の復活および還付期間の延長
- (4) 会計基準変更への対応
 - ①減価償却費の損金経理要件の廃止
 - ②試験研究費の発生時の損金算入
 - ③減損損失の損金算入
 - ④資産除去債務計上に伴う減価償却費の損金算入
- (5) 現在停止中の企業年金積立金に対する特別法人税の廃止
- (6) 重点産業分野の特定設備（半導体、フラットパネルディスプレイ、LED、次世代電池等）の設備投資に対する税額控除制度の創設
- (7) その他減価償却制度の見直し
 - ①少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ
 - ②取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の取得時の全額損金算入および一括償却資産の 3 年均等償却制度の廃止
- (8) 産業活力再生特別措置法 事業革新設備等における特別償却制度の期限延長
- (9) 先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

2. 国際関連税制の見直し

(1) 外国税額控除制度の見直し

- ①控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間を7年に延長
- ②控除不能となった繰越外国法人税の損金算入
- ③外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額は試験研究費等の税額控除前の法人税額とする

(2) 二国間租税条約の新規締結・改定の促進

- ①移転価格課税等に関する相互協議の枠組み、仲裁制度導入による二重課税の回避
- ②投資所得の源泉税率引下げと課税対象の明確化

(3) 移転価格税制の取り扱いの再検討

- ①「国外関連者」基準の見直し（出資比率50%以上→50%超）
- ②相互協議の結果に基づく過年度修正一括調整規定の創設等
- ③APA（事前確認制度）および相互協議の一層の迅速化、効率化
- ④相手国政府との事前合意を移転価格課税の成立要件とすること
- ⑤移転価格と国外関連に対する寄附金の区分明確化

(4) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）

- ①租税負担割合計算におけるホワイトリスト方式の導入
- ②企業グループ内再編による譲渡益の除外

3. その他の項目

(1) 受取配当の益金不算入制度の見直し

(2) 連結中間申告の申告期限の延長および納付期限の延長

(3) 印紙税制度の廃止

(4) 環境目的の新税（地球温暖化対策税）に反対

(5) 税制のグリーン化

(6) グリーン電力証書の購入費用の損金算入

(7) 電話加入権の損金算入

(8) 非上場有価証券評価損の税務上の損金経理要件の緩和

(9) 消費税届出書の提出期限の延長

(10) 消費税9.5%ルールの継続・維持

〔地方税関係〕

1. 地方税の包括的見直し

(1) 償却資産に係る固定資産税の見直しと建物評価の透明性

①償却資産に係る固定資産税の廃止

②償却資産税における償却計算を法人税と同一化

③固定資産税における建物評価の透明性

(2) 事業所税の廃止

(3) 法人事業税の外形標準課税の見直し

(4) 法定外税導入の意見聴取による課税の公平性確保

2. 地方税の簡素化

(1) 地方税への連結納税制度の導入

(2) 住民税、事業税、固定資産税の申告・納税の一元化

(3) 法人住民税課税所得計算における試験研究税額控除の見直し

(4) 超過課税の廃止

(5) 法人市町村民税の電子申告受入インフラの早急な整備

(6) 連結納税における中間申告の仮決算方式の導入

以 上

〔国税関係〕

1. 産業競争力の強化等に関する税制

(1) 法人実効税率の国際水準までの引下げ

わが国の法人実効税率は、欧州、アジア諸国と比較すると依然として高い水準にあります。一方、諸外国は近年引き下げを実施しており、OECD 加盟 30 ヶ国の平均実効税率は 26% となっております。

国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点や、国内への投資を引き出すためにも、まずは平成 23 年度税制改正大綱にある法人実効税率 5% 引下げを確実に制度化した上で、地方税を含め国際水準 (25%) までの法人実効税率引き下げの速やかな実施を要望いたします。

(2) 研究開発促進税制の拡充・延長

わが国企業の国際競争力強化のためには、研究開発投資の増強・拡充が必須であり、試験研究費に係る税額控除制度はその強力な後押し効果をもたらすことから、次の各項目について、要望いたします。

① 試験研究費の総額に係る税額控除制度等の拡充

・ 控除限度額 (20%→30%) の恒久化

当期の試験研究費の総額に係る税額控除限度額については、経済危機対策により、平成 21・22 年度に限り、当期の法人税額 20% から 30% に引き上げる措置を講じていただきましたが、これを恒久的措置とすることを要望いたします。

② 上乗せ措置の期限延長 (高水準型・増加型)

平成 24 年 3 月末期限切れとなる高水準型と増加型の上乗せ措置について現行制度のまま延長することを要望いたします。

③ 控除限度超過額の繰越期間の延長

支出年度とその翌年度の 2 年間しか適用できない税額控除の

繰越期間を、平成 21、22 年度に限り、平成 23、24 年度において税額控除を可能とする措置を講じていただきましたが、当税制を活用できる予見可能性を確保するため、少なくとも現行の欠損金の繰越控除期間と合わせた 7 年間に延長していただきますよう要望いたします。

④ 繰越控除制度の要件緩和（増加要件の廃止）

繰越税額控除では、当年度の試験研究費の額が前年度の額を上回る場合にのみ認められるという制限事項があります。研究支出が減少した場合であっても確実に控除を受けられるように、増減に関わらず控除できる繰越控除制度の要件緩和を要望いたします。

（3）繰越欠損金の繰戻・繰越

① 繰越欠損金の繰越期限の延長

ゴーイング・コンサーンとしての企業の経済活動は継続的に行われておりますが、欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなります。課税の公平性確保および国際競争力強化の観点から、少なくとも米国並みに繰越控除期間を 20 年と要望いたします。

② 欠損金の使用制限（80%）の見直し

繰越欠損金の使用制限が適用されることにより、納税が発生するばかりか、事務負担の増大を引き起こす要因となるため、この制限を取りやめることを要望いたします。

③ 欠損金の繰戻還付の復活および還付期間の延長

課税の公平性を確保するとともに、欧米諸国との税負担の不均衡を是正し、国際競争力を確保するためには、現行制度は業績低迷時における企業の投資意欲を阻害する要因となります。

このため、現在停止中の繰戻還付制度を復活し、期間 1 年を 2 年に延長するよう要望いたします。

(4) 会計基準変更への対応

国際会計基準とのコンバージェンスが連結先行の考えに基づいて進められていますが、国際的要請は連結のみが対象になっております。わが国の会計において、連単分離を図り、単体について日本基準を堅持することにより、会計基準変更による税への影響についてなくすべきであります。

一方、コンバージェンスにより会計と法人税法の乖離が拡大すると予想されており、研究開発促進や設備投資促進の目的を損なわないために、会計基準の変更が課税ベースの拡大に繋がらないような税制上の措置を要望いたします。

① 減価償却費の損金経理要件の廃止

② 試験研究費の発生時の損金算入

③ 減損損失の損金算入

④ 資産除去債務計上に伴う減価償却費の損金算入

(5) 現在停止中の企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

拠出時・運用時は非課税、受給時に課税という年金税制の国際的な基本原則の観点から、運用時に課税する、現在適用停止中（平成26年3月31日まで凍結）の企業年金積立金に対する特別法人税を速やかに廃止していただきますように要望いたします。

(6) 重点産業分野の特定設備（半導体、フラットパネルディスプレイ、LED、次世代電池等）の設備投資に対する税額控除制度の創設

韓国・台湾等の諸外国における特定の設備投資に対する一定割合の税額控除は、企業の投資負担の軽減を通して国際競争力の強化に有効な制度であり、わが国においても、競争が激化している重点産業分野の特定設備（半導体、フラットパネルディスプレイ、LED、次世代電池等）の設備投資に対して税額控除制度の創設を要望いたします。

(7) その他減価償却制度の見直し

①少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ

企業における IT 機器の導入は、業務省力化の観点から、設備投資として不可欠ですが、現行の 10 万円の金額基準では、実務上現物管理が煩雑となっております。このため、少額減価償却資産の損金算入限度額を 30 万円に引き上げるよう要望いたします。

また、同様にソフトウェアの少額減価償却資産の損金算入限度額を現行の 10 万円から 100 万円に引き上げるよう要望いたします。

②取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の取得時の全額損金算入および一括償却資産の 3 年均等償却制度の廃止

現行の少額減価償却資産については、本来の 10 万円基準と、一括償却資産の 20 万円基準、さらに中小企業には特例措置として 30 万円基準が存在しております。税制の簡素化を図るため、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産を即時損金算入とし、併せて、一括償却資産の 3 年償却制度を廃止していただくことを要望いたします。

(8) 産業活力再生特別措置法 事業革新設備等における特別償却制度の期限延長

企業の生産性向上に向けた取り組みを強化するため、革新的な大規模工場建設等への積極的な投資の後押しや、国内開発生産拠点の機能強化に資する以下設備投資の特別償却制度の期限延長を要望いたします。

①事業革新設備導入計画における事業革新設備の特別償却制度の期限延長

②資源生産性革新計画における設備投資額の特別償却制度（即時償却 100%）の期限延長

③資源制約対応製品生産設備導入計画における設備投資額の特別償却制度（即時償却 100%）の期限延長

（9）先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し、許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要があります。このとき規模要件および事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多いですが、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を求めます。

2. 国際関連税制の見直し

（1）外国税額控除制度の見直し

平成 21 年改正において「外国子会社配当益金不算入制度」を創設いただきましたが、内国法人が外国で直接納税した税額については、控除対象外国法人税額があるにもかかわらず、企業所得の減少により、当期の控除が不能となるケースがあります。現在認められている 3 年間の繰越期間に控除できない場合には切り捨てとなり、企業の税負担が過重となります。

海外諸国の大勢からも不利であり、わが国企業の競争力にも大きな影響を与えており、国際競争力を維持・向上する支えとして、外国税額控除制度については、下記 3 項目について、見直すよう要望いたします。

①除限度超過額・控除余裕額の繰越期間を 7 年に延長

②控除不能となった繰越外国法人税の損金算入

③外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額は試験研究費等の税額控除前の法人税額とする

（2）二国間租税条約の新規締結・改定の促進

今後、世界的な投資交流の活発化に向けて、わが国としては租税条約ネットワークの整備を図る必要があります。

日本との取引が多い国・地域との租税条約が締結されていない場合には、移転価格税制に基づく相互協議など二重課税の排除や、源泉税率の低減に向けて、租税条約の早期締結を要望いたします。

日本の知的財産立国を後押し、グローバル企業を育成する観点から、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとして、各国との租税条約の改定を推進されるよう要望いたします。

また、配当に係る源泉税の扱いは国によって異なっており、平成 21 年度の外国子会社配当益金不算入制度の導入により、源泉税が控除できなくなる場合があるため、二国間租税条約の見直し（特にドイツ、中国等における源泉税）を要望いたします。

なお、今次日米租税条約の再改定交渉が開始され、そのなかで貸付金利子に係る源泉税の免税化が議題に上っていることはボーダーレス社会における企業のグローバル化の推進に有効な措置であると歓迎いたします。

① 移転価格課税等に関する相互協議の枠組み、仲裁制度導入による二重課税の回避

② 投資所得の源泉税率引下げと課税対象の明確化

(3) 移転価格税制の取り扱いの再検討

移転価格税制の適用を巡っては、海外拠点に対する経営指導や技術供与等の取引については、海外の税務当局の取り扱いと齟齬をきたすこともあり、かつ、課税後に相互協議による調整が行われない場合には、二重課税が生じます。このため、更正処分に伴う経済的二重課税状態を可能な限り発生させない、といった観点から次の項目について要望いたします。

① 「国外関連者」基準の見直し（出資比率 50%以上→50%超）

持株比率 50%の会社などは、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、適用対象外とするよう要望いたします。

② 相互協議の結果に基づく過年度修正一括調整規定の創設等

所得調整は複数の過年度に跨るケースが多く、納税者の事務負担は、極めて煩瑣な状況にあります。相互協議の結果、過年度の所得調整が必要な場合には、法人税・地方税ともに、相互協議決着の日の属する事業年度の課税所得で一括調整を図る仕組みの創設を要望いたします。

③ APA（事前確認制度）および相互協議の一層の迅速化、効率化

複雑化する二国間の課税問題に対処するため、APA（事前確認制度）、相互協議の迅速化、効率化を要望いたします。

④ 相手国政府との事前合意を移転価格課税の成立要件とすること

平成 19 年度税制改正において、相互協議の合意に至るまでの期間、本邦課税の納税を猶予するとともに延滞税を免除する措置が講じられたものの、猶予相当額の担保供託が義務付けられています。また、会計上は更正通知を受領すると当該金額を損益計算書上に反映させる必要があります。租税条約締結国との移転価格課税の場合には、相手国政府との事前合意を課税の成立要件とする制度の導入を要望いたします。

⑤ 移転価格と国外関連者への寄附金の区分明確化

国家間の見解の相違による寄付金は、企業にとって二重課税であり、相互協議の対象とするべきであると考えます。事務運営指針における価格調整金と寄附金の明確化を講じていただきますよう要望いたします。

（４）外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）

① 租税負担割合計算におけるホワイトリスト方式の導入

外国に多くの子会社を有する企業にとって、現在の外国子会社合算税制の申告業務はあまりに膨大で負担が大きい。その抜本的な対策として、個別の租税負担割合の計算を免じるためのホワイトリスト方式を導入していただきたい。

② 企業グループ内再編による譲渡益の除外

日本企業が外国企業グループを買収した場合において、一定期間（例えば3年間）内に行った当該外国企業および当該企業傘下のグループ会社の組織再編（資本関係の組み換え）を行った場合には、当該組織再編から生じる株式譲渡損益について、わが国のタックスヘイブン税制上なかったものとみなす取り扱いを導入していただきたい。

3. その他の項目

(1) 受取配当の益金不算入制度の見直し

金融市場の活性化の観点から、投資対象としての株式の魅力を高め、株式の長期保有を促す必要があります。また、現行の制度においては、その他株式に係る配当等の50%部分は二重課税となっており是正すべきであります。

このため、その他株式について、受取配当金の益金不算入割合を100%とするよう要望いたします。

また、負債利子控除計算について、負債利子中の特定利子の控除制度の復活を要望いたします。

さらに、海外子会社からの受取配当金については、100%益金不算入を認めることを要望いたします。

(2) 連結中間申告の申告期限の延長および納付期限の延長

本制度は、グループ各社の損益を合算して法人税を課すものであり、グループ全体の税負担を軽減して企業組織再編の一助となるべき制度であります。仮決算に基づく中間申告を採用した場合、2ヶ月以内に申告業務を完了することが困難なため、確定申告と同様に2ヶ月の申告期限の延長および納付期限の延長を要望いたします。

(3) 印紙税制度の廃止

ペーパレス化が進んだ社会において、文書に課税する現在の印

紙税は課税の公平性の観点から合理性を欠いており、廃止を要望します。

(4) 環境目的の新税（地球温暖化対策税）に反対

わが国の地球温暖化対策は、これまでの産業界の懸命な努力によって、省エネ技術など世界最高水準を達成しています。そのようなわが国に新たに「環境目的の新税（地球温暖化対策税）」を導入することは、国民全体に負担を強いることになり、総合的な検討が必要と考えます。

また、わが国企業の国際競争力を失わせ、エネルギー効率の低い海外生産が増え、その結果として、地球温暖化防止に逆行する恐れがあります。

このような観点から、「環境と経済成長の両立」という基本的考え方に従い、わが国経済の活力を殺ぐような「地球温暖化対策税」の導入には、反対いたします。

(5) 税制のグリーン化

温室効果ガス排出の少ない省エネ機器等の加速的普及を促進することにより、居住空間の快適性・生活の質を高め、また、わが国の強みである低炭素技術の推進やスマートグリッド、クラウドコンピューティング等の普及へ向け、低炭素社会の実現に資する税制のグリーン化を要望いたします。

具体的には、グリーン設備（例、太陽光発電、EMS（エネルギーマネジメントシステム）など再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備を取得した場合の100%特別償却とする措置。平成23年度に新設されたグリーン投資減税において、エネルギー起源CO₂排出削減または再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等を取得した場合の30%特別償却となっている。この特別償却をエネ革税制で適用されていたものと同様100%特別償却/グリーン投資減税の基準取

得価額の 7%税額控除の対象者限定の撤廃や、グリーン投資減税の対象となっていないリチウムイオン電池、蓄電池、燃料電池も対象とする等) やスマートコミュニティ等の普及促進に向けた税制整備を要望いたします。

(6) グリーン電力証書の購入費用の損金算入

地球温暖化対策の推進に関する法律上の報告において、京都クレジットに続き「国内クレジット・J-VER およびその他大臣が認める制度」は CO₂削減分として反映できる制度が実現しましたが、グリーン電力証書は「その他大臣が認める制度」としてまだ認められていない状況です。グリーン電力証書の早期の制度化を図り、購入費用の全額を損金算入することを可能とさせていただきますよう要望いたします。

(7) 電話加入権の損金算入

現在、非減価償却資産となっている電話加入権を損金算入できるよう要望いたします。

(8) 非上場有価証券評価損の税務上の損金経理要件の緩和

企業会計は厳格な減損処理が求められていますが、税務上損金として認められない場合は、税務と会計の乖離が大きくなるばかりでなく、特に関係会社株式の場合には、当該会社を清算しない限り、長期にわたり税務残高と会計残高の二重管理を強いられるようなケースも想定されます。

については、非上場有価証券減損の税務上の損金計上要件を緩和(企業会計ルールへの近接化) するよう要望いたします。

(9) 消費税届出書の提出期限の延長

「消費税課税事業者選択届出書」、「消費税課税事業者選択不適用届出書」における課税期間の前日までの提出について、期限を

延長することを望みます。

(10) 消費税 95%ルールの継続・維持

消費税法導入以来、課税売上割合が 95%以上の場合には仕入れに係る消費税のすべてを課税売上に係るものとみなして全額税額控除が認められてきた取扱いルールの継続・維持を要望します。

〔地方税関係〕

1. 地方税の包括的見直し

地方税における外形的課税は、事業所税をはじめ法人住民税均等割、都市計画税、固定資産税等多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて錯綜する中、法人事業税の外形標準課税が新たに加わり、その複雑さに拍車がかかっています。また地方税における法人の税負担も高く、二重課税排除・税務簡素化の観点からも地方法人課税全体の整理・統合を要望します。

(1) 償却資産に係る固定資産税の見直しと建物評価の透明性

①償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、償却資産の投入により生み出されたキャッシュフローに対して課される法人住民税・事業税との二重課税とみなされます。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与えています。また、国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることより、償却資産に係る固定資産税の廃止を要望いたします。

②償却資産税における償却計算を法人税と同一化

平成 19 年度改正において、法人税法は償却計算を改正していただきましたが、償却資産税については改正がありませんでしたので、企業における償却計算は、実務上、会計・法人税・償却資産税の 3 本建てとなり、申告実務が煩雑となっております。

す。つきましては、償却資産税における償却計算を法人税法と同一の償却計算としていただきますよう要望いたします。

③ 固定資産税における建物評価の透明性

建物に関する固定資産税評価の仕方や制度内容が非常に複雑なため、納税者側でその適否をチェックすることはほとんどできない状況にあります。評価方法を簡素化するとともに、その透明性を高めていただきますよう要望いたします。

(2) 事業所税の廃止

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割からなるが、これらは事業税の付加価値割や固定資産税と課税標準が類似しており、地方税の整理・統合の中で廃止すべきと考えます。

(3) 法人事業税の外形標準課税の見直し

付加価値割に関し、事業の外形を現していない単年度損益を課税標準から除外するなど、算出基準の簡素化と、申告事務に多大な労力を要する申告記載事項の簡略化を要望いたします。

(4) 法定外税導入の意見聴取による課税の公平性確保

法定外税導入に際しては、納税義務者からの意見聴取を義務化し、総務大臣の同意に際しての判断内容の公表を法制化していただきますよう要望いたします。

2. 地方税の簡素化

(1) 地方税への連結納税制度の導入

納税事務の簡素化に資する形で、地方税についても連結納税制度が導入されることが望ましく、地方税も含めた実務簡便性に配慮した連結納税制度の見直しを要望いたします。

(2) 住民税、事業税、固定資産税の申告・納税の一元化

本店所在地または主たる事務所等の自治体への一括申告・納付制度の創設を要望いたします。

(3) 法人住民税課税所得計算における試験研究税額控除の見直し

法人住民税の課税所得計算上、法人税で計算した試験研究費税額控除の金額については、現行法上、減算可能項目となっておりません。

国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても減算可能項目としていただきますよう要望いたします。

(4) 超過課税の廃止

超過課税の廃止により、全国一律の税率としていただきますよう要望いたします。

(5) 法人市町村民税の電子申告受入インフラの早急な整備

市町村の一部しか受入態勢が整備されていない電子申告受入インフラの拡大を要望いたします。

(6) 連結納税における中間申告の仮決算方式の導入

連結納税制度における法人税の中間申告は、前年度実績による予定申告、または、仮決算による中間申告のいずれかを選択できるものとなっております。同様に、連結納税適用法人の地方税の中間申告においてもいずれかを選択できるようにするとともに、申告納付期限を2ヶ月延長していただきますよう要望いたします。

以 上